



通知カード 順次発送

10月から11月の間に、12桁の個人番号(マイナンバー)が書かれた「通知カード」が順次送られます。
この通知カードは、世帯ごとに簡易書留で届きます。
大切な書類ですので、間違つて捨てないでください。
問合せ先 市民サービス課

同封されているもの

- 12桁のマイナンバーが記載されている通知カード
- 個人番号カードの申請書と返信用封筒
- マイナンバーのお知らせ・個人番号カード交付申請のご案内

申請書はこの部分になります

どんな時に使うの？

- 児童手当の現況届や医療保険の請求など社会保障関係の手続
- 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書など税務関係の手続

使うときには

書類にマイナンバーを記載するとき、通知カードの場合は本人確認書類が必要です。

また、個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として使えるので、個人番号カード1枚あれば、他の本人確認書類は不要です。

マイナンバーは生涯にわたって使うものです



個人番号カード

表面は氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、裏面はマイナンバーなどが記載されたプラスチックのカードです。



申請するには

申請書は通知カードについていますので、切り離してください。

- 郵送で申請
切り離して必要事項を記入、顔写真を添付し、返信用封筒に入れてポストへ
- オンラインで申請
スマートフォンなどを使ってQRコードから申請用WEBサイトにアクセスし、必要事項を入力、顔写真を添付し送信

受け取り方法

平成28年1月以降、市役所窓口で受け取るようになります。

- 【持参するもの】
申請後に届く、交付通知書はがき
- 通知カード
- 住民基本台帳カード(お持ちの方は返却)
- 本人確認書類(運転免許証など)

制度に便乗した詐欺にご注意

行政をかたった不正な勧誘や口座番号など個人情報の聞き出しにご注意ください



「詐欺かも!」と思ったら、警察にご相談を

マイナンバー(社会保障・税番号)制度に関する問合せ先
全国共通ナビダイヤル(有料)

0570 - 20 - 0178

受付時間 土・日曜日、祝日、年末年始を除く、
午前9時30分から午後5時30分

マイナンバー 検索

公的個人認証(電子証明書)サービスに関する重要なお知らせ

- 住民基本台帳カードに格納した電子証明書は、有効期限(更新日から3年)満了日まで利用できますが、12月23日(祝)以降は更新できません。その際は、個人番号カードに切り替える必要があります
- 個人番号カードは即日交付をすることができません。今後、電子申告などを予定している方は、有効期限満了日を確認し、手続きを行ってください。

	住民基本台帳カード	電子証明書 (住民基本台帳カードに搭載)	個人番号カード (電子証明書は標準搭載)
交付・更新	12月28日 まで	12月22日 まで	平成28年1月から交付開始
手数料	500円(再交付500円)	500円(再交付500円)	無料(再交付800円) 電子証明書は無料(再交付200円)
有効期限	交付から10年 現在お持ちの方は、記載されている有効期限まで使用することができます。	更新から3年 住所、氏名等の変更を行うと失効します。	10回目(20歳未満の方は5回目)の誕生日 電子証明書は5回目の誕生日。